

令和5年第12回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和5年11月24日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	欠席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	欠席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩      主査 大河原 喜浩      主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1      議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2      議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3      専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、9番、10番にお願いします。

#### 日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。はじめに1番について、事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

22日に現地を確認しました。場所は、下大谷沢地内にある〇〇の南300mぐらいで、圏央道と小畔川の間に位置します。現地は夏野菜の収穫後で草が生えている状況でした。

譲受人は〇〇市在住で、日高市で就農するため、令和3年度からいるま野地域明日の農業担い手育成塾に入塾し、農業の知識、経営等を学び、今年の3月に担い手育成塾を終了認定（卒塾）されています。

就農後は、農地中間管理事業を通じて、経営地を少しずつ拡大しており、経営地は7,927㎡できゅうり、オクラ、玉ねぎなどの露地野菜を栽培しています。業従事日数は年間300日となっており、軽トラ、トラクター等の農機具も所有しています。

今回の申請は、借用している経営地について、所有者から贈与を受けるための申請となっています。申請地では現在と同じように露地野菜を栽培する計画となっています。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

12 番

申請地は入間第二用水の受益地になっていると思われませんが、入間第二用水関係の手続きについて、譲受人は認知していますか。

事 務 局

申請代理人からは特に聞いていませんが、確認及び伝達しておきます。

1 番

贈与ということですが、譲受人と譲渡人は、どのような関係ですか。

事 務 局

親族等ではなく、貸借をする関係人となります。

1 番

贈与ですと贈与税が発生しますので、申請人は理解しているでしょうか。

土地の権利移転における税関係については、申請人に影響のあることなので、農業委員会も関与して申請人の対応をしたほうがよろしいと思います。これは意見として発言しておきます。

議 長

他に質疑等がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

続いて2番に入ります。本件担当の8番より申請地の状況について説明をお

8 番	<p>願います。</p> <p>場所は、〇〇前の都市計画道路を東方面へ進み、信号のある交差点の手前左側になります。現地は耕耘してある状況でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、家族で経営をする牧場経営者の1人です。牧場経営の他に、玉ねぎ等の露地野菜や、しいたけ、ひらたけを栽培されている農業者で、露地野菜等はアグレッッシュ日高中央、(株)〇〇へ出荷しています。農業従事日数は350日となっており、トラクター、噴霧器等の農機具を所有しています。</p>
議 長	<p>経営地は、所有地と今回の申請地を合わせて、全体で1,660㎡しかありませんが、農業所得があることを確認しています。</p> <p>申請地では玉ねぎ、にんにくを作付けする計画となっております。</p>
議 長	<p>ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員 議 長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
6 番	<p>続いて、3番に入ります。本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
議 長 事 務 局	<p>23日に確認してきました。場所は、〇〇という会社の南側になります。現地は、草刈りがしてある状態でした。</p> <p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
議 長	<p>譲受人は露地野菜等を栽培している農業者です。</p> <p>譲渡人において、年齢が〇歳と高齢になり、身内でも管理しきれないとのことで、申請地の近隣の方に使っていただきたいとのことで、譲受人に相談したとのことです。</p>
議 長	<p>譲受人は、この相談を受けて、今後、管理されない農地となると遊休農地となる可能性があり、自分が所有することで雑草被害の防止となり、近隣の農地に影響が出ないという思いで申請しています。</p>
議 長	<p>譲受人において一部の農地を貸しているところもありますが、自宅周辺の農地などでは、なす、ピーマン、きゅうり等の露地野菜、ビワ、プラム等の果樹を栽培しています。</p>
議 長	<p>現在の経営地は約2,500㎡、農業従事日数は150日以上となり、トラクター等の農機具を所有しています。</p>
議 長	<p>ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員 議 長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3</p>

委員  
議長

条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。  
異議なし。  
異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

委員  
議長

**日程第3 「専決処分の報告」について**

日程第3「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第6号が8件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。  
ありません。  
以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。